

新型コロナウイルス感染症防止のため、発熱、だるさ、息苦しさ等の風邪症状が見られる方、嗅覚障害、味覚障害がある方の受講につきましては自粛いただくようお願いいたします。また、開催日時点において緊急事態宣言(発出されている場合)の対象地域に居住(勤務)されている方についてはご遠慮いただく場合があります。

令和3年8月1日

関係事業主殿

(一社) 長野県労働基準協会連合会
(一社) 佐久労働基準協会
各労働基準協会

粉じん作業特別教育

開催のご案内

粉じんを長期にわたって吸い続けると肺は組織変化をおこし、「じん肺」という病気にかかります。じん肺は現在においても有効な治療法がないため、適切な予防対策と健康管理が特に重要となります。このような対策を実効あるものとして、じん肺の減少を図るためには、事業者の努力に加えて、作業に携わる労働者一人ひとりも粉じんに関する十分な知識を持つことが大切です。このため事業者は、常時特定粉じん作業^注に従事する労働者に対し、粉じん作業に係る疾病を防止するための特別教育を行わなければならないこととされています。(労働安全衛生法第59条第3項、粉じん障害防止規則第22条)。

当連合会では、事業者に代わって実施する標記の教育を下記により開催いたしますので、特定粉じん作業従事者の受講に特段のご配慮をくださいますようお願い申し上げます。

注) 特定粉じん作業とは、粉じんの発生源が「特定粉じん発生源」である粉じん作業をいいます。(4頁の別表を参照)

記

1. 講習の日時、会場、締切日、定員 ※9時55分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和3年10月8日(金)	9時40分から受付をし、10時開講です。
会場	佐久地区トラック研修会館	佐久市瀬戸1026-4
締切日	令和3年9月21日(火)	締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきますが、定員に満たない場合は、締切日以後も受付しますので、各労働基準協会へお問い合わせ下さい。なお、10月4日(月)以降の申込みの場合は修了証が郵送となりますので404円切手貼付の封筒をご用意ください。
定員	40名	

2. 申込方法

(1) 申込先 (一社)佐久労働基準協会あるいは最寄りの労働基準協会

(2) 提出書類 受講申込書(受講料、テキスト代を添えてお願いします。)

3. 受講料

労働基準協会会員事業場在籍者	1名	6,900円	} (消費税含む)
〃 会員外 〃	1名	8,050円	

4. テキスト代 「粉じんによる疾病の防止」 1冊 880円 (消費税含む)

※テキスト代は価格改訂される場合があります。

5. 講習科目、時間及び講師

	講 習 科 目	時 間	講 師
10 / 8	オリエンテーション	9:55～	
	粉じん発散防止及び作業場の換気の方法	10:00～11:00	(一社)長野県労働基準協会連合会 長野測定所 所 長 武 士 善 明
	作業場の管理	11:00～12:00	
	呼吸用保護具の使用の方法	13:00～14:00	
	粉じんに係る疾病及び健康管理	14:00～15:00	
	関係法令	15:00～16:00	
	修了テスト	16:00～16:30	
	修了式	16:30～	

都合によりカリキュラム及び講師が変更することもあります。昼休みは12時から13時までです。

6. 修了証の交付

全科目を受講した方に対して修了式で修了証を交付します。

なお、10月4日(月)以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった修了者の方には修了式で修了証明をお渡しし、修了証は後日郵送いたします。(郵送料404円ご負担下さい。)

7. そ の 他

- (1) 筆記用具を携行して下さい。また、昼食は各自ご用意ください。
- (2) 申込み受付後の取消しは10月1日までとし、その後の取り消し及び欠席者にはテキストのみお渡しし、受講料は原則として返却しませんのでお含み下さい。
- (3) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。
- (4) 新型コロナウイルス感染症防止のため中止となる場合があります。また、会場内ではマスクを着用して下さい。(各自マスクをご用意下さい。)
- (5) 会場案内図は受講票の裏面に掲載してありますので参考にして下さい。

各地区労働基準協会所在地【講習の申込みは最寄りの労働基準協会へ】

労働基準協会名	所 在 地	TEL・FAX
(一社)松本労働基準協会	〒390-0851 松本市大字島内 3427-51	0263-40-3600・48-1388
(一社)長野労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-227-0235・227-1494
(一社)諏訪労働基準協会	〒394-0021 岡谷市郷田 1-4-11 岡谷商工会館 3階 301	0266-22-2032・22-2067
(一社)上小労働基準協会	〒386-0025 上田市天神 2-4-55	0268-23-2500・23-2507
(一社)飯田労働基準協会	〒395-0063 飯田市羽場町 3丁目 2-4	0265-22-6246・22-6248
(一社)中野労働基準協会	〒383-0013 中野市大字中野 1863-1	0269-22-2255・23-0729
(一社)佐久労働基準協会	〒384-0017 小諸市三和 1-4-7	0267-22-3841・25-1008
(一社)伊那労働基準協会	〒396-0015 伊那市中央 5083-1	0265-76-6666・72-5855
(一社)更埴労働基準協会	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 96	026-292-0400・293-0403
(一社)大町労働基準協会	〒398-0002 大町市大町 6713-3	0261-22-0774・23-3601
(一社)長野県労働基準協会 連 合 会	〒380-0918 長野市アークス 2-3 ホームページ http://www.naganoroukiren.or.jp	026-223-0280・223-0277

参考

(別表)

特定粉じん作業とは、粉じんの発生源が次のような「特定粉じん発生源」である粉じん作業をいいます。(粉じん障害防止規則第2条第1項第3号、同規則 別表第2)

1. 坑内において、土石、岩石又は鉱物(以下「鉱物等」という)を動力により掘削する箇所
2. 坑内の鉱物等を動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所
3. 坑内の鉱物等をずり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所
4. 坑内の鉱物等をコンベヤーへ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所
5. 屋内の、岩石又は鉱物を動力(手持式又は可搬式によるものを除く。)により裁断し、彫り、又は仕上げする箇所
6. 屋内の、研磨材の吹き付けにより研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所
7. 屋内の、研磨材を用いて動力(手持式又は可搬式によるものを除く。)により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する箇所
8. 屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力(手持式動力工具によるものを除く。)により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所
9. 屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所
10. 屋内の、粉状の鉱石又は炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所
11. ガラス若しくはほうろうを製造する工程、陶磁器、耐火物、けい藻土製品若しくは研磨材を製造する工程又は炭素製品を製造する工程において、屋内の、原料を混合する箇所
12. 耐火レンガ又はタイルを製造する工程において、屋内の、原料(湿潤なものを除く。)を動力により成形する箇所
13. 陶磁器、耐火物、けい藻土製品若しくは研磨材を製造する工程又は炭素製品を製造する工程において、屋内の、半製品又は製品を動力(手持式動力工具によるものを除く。)により仕上げる箇所
14. 砂型を用い鑄物を製造する工程において、屋内の、型ばらし装置を用いて砂型をこわし、若しくは砂落としし、又は動力(手持式動力工具によるものを除く。)により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鑄ばり等を削り取る箇所
15. 屋内の、手持式溶射機を用いしないで金属を溶射する箇所

会場案内図

